

令和6年度採用 山梨県立学校教育職員暫定再任用職員選考実施要領

山梨県教育委員会

1 趣 旨

この実施要領は、山梨県立学校教育職員暫定再任用職員選考実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、令和6年度に採用する暫定再任用職員の選考及び任期の更新に関して必要な事項を定めるものとする。

2 暫定再任用対象者

- ア 令和5年度末において、64歳以下の暫定再任用者（任期更新希望職員）
 - イ 令和5年度末において、64歳以下の者かつ令和4年度以前に定年退職した者
 - ウ 令和5年度末において、64歳以下の者かつ定年退職日前に退職した者のうち、25年以上勤続して勤務した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者（令和5年度末において定年年齢に達している者に限る）
- ※暫定再任用しようとする日以前1年間において、休職等により勤務日の6分の1以上に相当する日数（週休日及び休日（年末年始の休日も含む。）を除いた現日数）を勤務していない者（ただし、県教育委員会が特に必要と認める場合はこの限りではない。）は除く。（山梨県立学校教育職員暫定再任用職員選考実施要綱 第3条第2項）

3 任用期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日とする。

4 暫定再任用職員を充てる職

退職時の職	暫定再任用の職	勤務形態	配置する所属	採用 予定数
校長 副校長 教頭 主幹教諭 教諭	教諭	常時勤務	高等学校 特別支援学校	各科目 若干名
		短時間勤務		
養護教諭	養護教諭	常時勤務	高等学校 特別支援学校	若干名
		短時間勤務		
実習教諭 主任実習助手 実習助手	実習助手	常時勤務	高等学校 特別支援学校	若干名
		短時間勤務		
主任寄宿舍指導員 寄宿舍指導員	寄宿舍指導員	常時勤務	特別支援学校	若干名
		短時間勤務		

5 採用

採用は、新規、更新ともに面接・書類による選考とする。

- ※ 勤務形態（常時勤務、短時間勤務）について、希望どおりにならない場合がある。
- ※ 勤務校は現在の勤務校とは限らない。勤務校への配置は一般の教職員と同様に行う。
- ※ 暫定再任用対象者のイ及びウについては、暫定再任用の職、採用教科により、採用しない場合がある。
- ※ 当該暫定再任用希望教職員の意向に合わず辞退した場合は、採用できない。採用されなかった者の氏名、応募の事実については一切公表しない。

6 勤務形態

(1) 常時勤務

- ① 週5日（1日7時間45分 週38時間45分）
- ② 勤務校は県で配置
- ③ 一般の教育職員と同様に、その職の業務（担任、校務分掌、学年所属、部活動顧問等）が割り当てられる。

(2) 短時間勤務

- ① 週19時間（教諭の場合は10時間以上の授業を含む）
- ② 勤務校は県で配置
- ③ 授業以外の勤務時間の業務については、勤務校と短時間勤務者とで取り決める。
- ④ 勤務校及び他校の非常勤講師との兼任は可能とする。

7 応募期間

令和5年10月26日（木）～令和5年11月2日（木）の期間に所属長に申し出る。（2 暫定再任用対象者 イ及びウに該当する場合は、退職時所属の現所属長に申し出る。）

所属長は11月10日（金）までに応募状況について、「令和6年度採用 暫定再任用申請者報告（別紙様式5）」（エクセルファイル、パスワード：別途連絡）により高校教育課人事担当にメールで報告する。

メールアドレス：shimura-ukce@pref.yamanashi.lg.jp（志村）

8 提出書類

(1) 暫定再任用対象者 ア（任期の更新を希望する者）

- ① 「暫定再任用任期更新希望申請（同意）書」（別紙様式3）
- ② 「暫定再任用任期更新希望職員内申書」（別紙様式4）

(2) 暫定再任用対象者 イ

- ① 「暫定再任用新規希望申請書」（別紙様式1）
- ② 「暫定再任用新規希望職員内申書」（別紙様式2）

(3) 暫定再任用対象者 ウ（定年退職に準ずる者）

- ① 「暫定再任用新規希望申請書」（別紙様式1）
- ② 「暫定再任用新規希望職員内申書」（別紙様式2）

(4) 書類等の提出期限・提出先

令和5年11月24日(金)までに所属長が高校教育課人事担当へ提出する。
電話(055)223-1758

9 選考

暫定再任用を希望する教職員(任期の更新を希望する者を含む)の選考は、面接及び従前の勤務実績等を基に、当該暫定再任用職に対する意欲・能力・健康状態等を総合的に判断して行う。

10 面接

○暫定再任用対象者

次の日程で山梨県教育委員会の人事担当が行う。(詳細は後日連絡)

- ① 日時 令和5年12月18日(月)～20日(水)、25日(月)の4日間
- ② 場所 防災新館 407号室

11 選考結果の通知

選考結果は、令和6年2月中旬頃に、所属長及び退職時所属の現所属長を通じて本人に通知する。

ただし、勤務校は一般職員の人事異動と同時に所属長及び退職時所属の現所属長に通知する。

(参考) 暫定再任用職員の適用給料表、級及び給料月額(令和5年4月現在)

暫定再任用を充てる職	勤務形態	適用する給料表及び級	給料月額
教諭・養護教諭	常時勤務	教育職給料表(一)2級	276,357円
	短時間勤務	(常時勤務の19/38.75)	135,504円
実習助手・ 寄宿舎指導員	常時勤務	教育職給料表(一)1級	235,755円
	短時間勤務	(常時勤務の19/38.75)	115,596円